

公益社団法人広島西法人会 令和３年度事業計画（案）

自 令和 ３年 ４月 １日

至 令和 ４年 ３月 ３１日

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

１．活動の基本方針

公益社団法人広島西法人会として、公益法人に相応しい法人会の組織、財政基盤の再構築を目指すとともに、「法人会の理念」に則り、会員の研鑽、納税意識の高揚に務め、地域企業の健全な発展並びに地域社会への貢献に資する事業を展開していく。

本年度は、公益社団化１０周年を迎える節目の年となるため、今後の法人会の発展に寄与する記念行事を実施する。

２．主な事業計画

公益関係

（１）税の啓発活動

税の分野においては、「税のオピニオンリーダー」として、また、法人会の公益性をより高めることを意識して、広く一般を対象とした啓発活動に取り組む。

①租税教育

一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組み、役割などを理解してもらうため、今年度も引続き、「租税教室」・「税に関する絵はがきコンクール」を含む租税教育事業の開催に積極的に取り組む。

②e-Tax（国税電子申告・納税システム）の更なる普及推進

e-Tax推進を重点事項とし、「e-Tax普及推進委員会」を中心に、積極的に取り組む。また、地方税の申告・納税についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）の利用を推進していく。

e-Tax、eLTAXでの申告においては、申告書のみならず法人事業概況説明書等の附属書類、法定調書等の利用も推進する。

ダイレクト納付・インターネットバンキング等による電子納税の普及・利用拡大に努める。

③税務コンプライアンス向上のための取り組み

企業の税務コンプライアンス向上に資する目的で、法人における内部統制面や

経理面に関する自主点検を推奨する。企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待し、「自主点検チェックシート・ガイドブック」（全法連作成・日税連監修・国税庁後援）の活用を推進する。

④税に関する広報活動の充実

世間一般への税の啓発活動としての広報活動に力を入れる。また、法人会のイメージアップ、知名度向上や会員増強に寄与する広報活動を積極的に展開する。また、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤である法人番号の積極的な活用を推進するための広報活動も併せて展開する。

会報は、広く一般市民への税の啓発を目指し、単に法人会の事業報告に止まらない公益的な内容を充実させたものにする。

その他地域の多様なニーズに応じた情報の収集、提供に努めることとする。

（２）税制提言活動

法人会活動の主要な活動である税制改正提言活動については、お互いの法人企業を守り、企業活動を活性化させ、決して企業体質を弱めることのないように、地域経済の担い手である中小企業に密着した提言活動を展開していく。

具体的にはこれからの少子・高齢化社会、国際化・情報化社会へ対応した税制の構築を中心に据えた「今後の望ましい税制のあり方」を今後の提言の中心とする。

（３）経営支援活動

法人会活動の重点事業である研修事業は、つとめて企業活動に直結し、実感の伴ったタイムリーなセミナーを展開するよう務め、青年部会で取り組む「健康経営プロジェクト」については、本部事業としても積極的に取り組むこととする。

また、広く一般市民や会員の参考になる幅広いテーマでセミナーの開催を心がける。

（４）地域社会貢献活動

著名な講師による一般公開の講演会を開催する。

時事問題や地元密着の話題（町興し）等をテーマにした講演会や研修会を開催する。

共益関係

（１）福利厚生事業

会員企業の保険に対する意識の変化をはじめとして、法人会の福利厚生制度を取り巻く環境は、一段と厳しさを増している。このような状況のもと、取扱三社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、①経営者大型総合保障制度 ②ビジネスガード ③がん保険制度 ④法人会医療保険の推進を中心とした活動を展開する。

特に、福利厚生制度の中核を占める経営者大型総合保障の推進にあたり、各支部、青年部会並びに女性部会との連携を強化し、厚生担当役員への福利厚生制度並びにリスク管理等に関する研修を引続き行う。

また、経営者や従業員の福利厚生制度の支援を目的に、集団検診・人間ドックの普及推進に努める。

(2) 会員支援事業

「会員の積極的な自己啓発を支援する」ことを目的に、会員のニーズに応じた研修内容の充実を図る。

また、支部研修会では、それぞれの支部の特色を活かした研修会を実施することとするが、昨今、研修会への参加者が減少傾向にある中、合同で開催する。

(3) 会員増強活動

平成24年度より金融機関に、平成27年度より中国税理士会広島西支部へ協力を要請しており、それにより充実した会員増強を行うことができている。しかし厳しい経済環境の中、また、全国的な会員減少傾向に歯止めがかからない中において、今後は加入率（60％）に達するように努力をしていきたい。そのため、「会員増強月間」（9月～12月）を中心に会員の退会防止と積極的な会員増強を図る。

また、退会防止の一助となるよう「新入会員セミナー」を企画するとともに、その他の具体策を各支部及び青年部会・女性部会で検討し、関係民間団体、関係協力会社と協力し、会員の退会防止に努める。

(4) 支部等事業

法人会の組織基盤である各支部活動の一層の充実強化を図り、それぞれの支部に相応しい活動を、各支部所属の青年・女性部会員と共に積極的に展開していく。

地域に密着した支部組織の活動を充実させることが、とりもなおさず、さらなる会員の増強にも繋がるので、その意味においても、各支部においては、例年開催している税務署幹部の方々と会員の交流を目的とした支部研修会の開催をさらに充実させ、実りあるものにしたい。

(5) 青年部会・女性部会活動

青年部会のその若さを活かした企画力、実行力は、本部にとっても貴重な存在である。今後もその部会活動の充実を図るとともに、本部事業の推進にも寄与するように務める。特に、本部の地域社会貢献活動である小学生を対象とした「租税教室」については、コロナ禍のため8校の開催にとどまった。引き続き、実施にあたっては、感染症対策を万全にしその実施主体として積極的に取り組む。

女性部会では、著名講師による講演会を令和4年度に開催するため準備を進める。

また、地域社会貢献活動として取り組んでいる小学生の「税に関する絵はがきコンクール」を青年部会の「租税教室」と連携して、より幅広い参加を呼びかけながら実施する。

(1) 諸会議

通常総会	年度終了後3ヶ月以内に開催する。
臨時総会	会長が必要と認めたときに開催する。
常任理事会 理事会	常任理事会 2回、理事会 3回開催する。
正副会長会	年3回開催する。
総務委員会	事業の進捗状況確認のため、年12回(月1回)開催する。
組織委員会	会員増強による組織基盤拡大のために適宜開催する。
税制委員会	令和3年度税制改正の提言活動を中心に適宜開催する。
広報委員会	税の広報活動、地域社会貢献活動の企画・実施、会報の編集等のため年6回(偶数月)に開催する。
調査課法人委員会	大規模法人を対象とした税務研修および本会全体の研修事業の企画・実施のために適宜開催する。
厚生委員会	会員企業の繁栄並びに法人会の財政基盤の充実のため、受託会社との協議会を開催する。

(2) その他

公益財団法人全国法人会総連合、一般社団法人広島県法人会連合会、その他友好団体の行う諸行事への参加。

- ① 法人会全国大会(岩手:10月 7日)
- ② 全国青年の集い(佐賀:11月26日)
- ③ 全国女性フォーラム(新潟:11月16日)
- ④ 税制セミナー
- ⑤ 事務局セミナー
- ⑥ 全法連理事会、新年賀詞交歓会等
- ⑦ 県法連各委員会、事務局会議
- ⑧ 広島西税務署管内税務団体協議会
- ⑨ 中国税理士会広島西支部との協議会

「個人情報保護法」を遵守し、会員各位の個人情報の管理徹底を図る。
また、マイナンバー(社会保障・税番号制度)の導入に伴い、マイナンバーに関する情報の管理徹底を図る。